

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第一号

災害救助法施行細則（昭和三十八年七月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(三)中「三百三十円」を「三百四十円」に改め、同表一の2の(一)の(2)中「六百二十八万五千円」を「六百七十七万五千円」に改め、同表二の1の(三)中「千八百八十円」を「千二百三十円」に改め、同表三の(三)の(1)の表中「一八、七〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、六〇〇円」に、「三五、六〇〇円」を「三六、五〇〇円」に、「四二、五〇〇円」を「四三、六〇〇円」に、「五三、九〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三一、八〇〇円」に、「四〇、一〇〇円」を「四一、一〇〇円」に、「五五、八〇〇円」を「五七、二〇〇円」に、「六五、三〇〇円」を「六六、九〇〇円」に、「八二、二〇〇円」を「八四、三〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、六〇〇円」に改め、同表三の(三)の(2)の表中「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、四〇〇円」に、「一二、三〇〇円」を「一二、六〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一五、四〇〇円」に、「一八、九〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「一二、九〇〇円」を「一三、二〇〇円」に、「一八、三〇〇円」を「一八、八〇〇円」に、「二一、八〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「二七、四〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改め、同表六の(二)の(1)中「六十五万五千円」を「七十万六千円」に改め、同表六の(二)の(2)中「三十一万八千円」を「三十四万三千円」に改め、同表八の(三)の(2)の表中「四千七百元」を「四千八百円」に改め、同表八の(三)の(2)のイ中「五千円」を「五千百元」に改め、同表八の(三)の(2)のうち「五千五百円」を「五千六百元」に改め、同表九の(三)中「二十一万三千八百円」を「二十一万九千百元」に、「十七万九百元」を「十七万五千二百円」に改め、同表十一の(四)の(2)中「五千四百円」を「五千五百円」に改め、同表十二の(二)中「十三万八千三百円」を「十三万八千七百円」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。